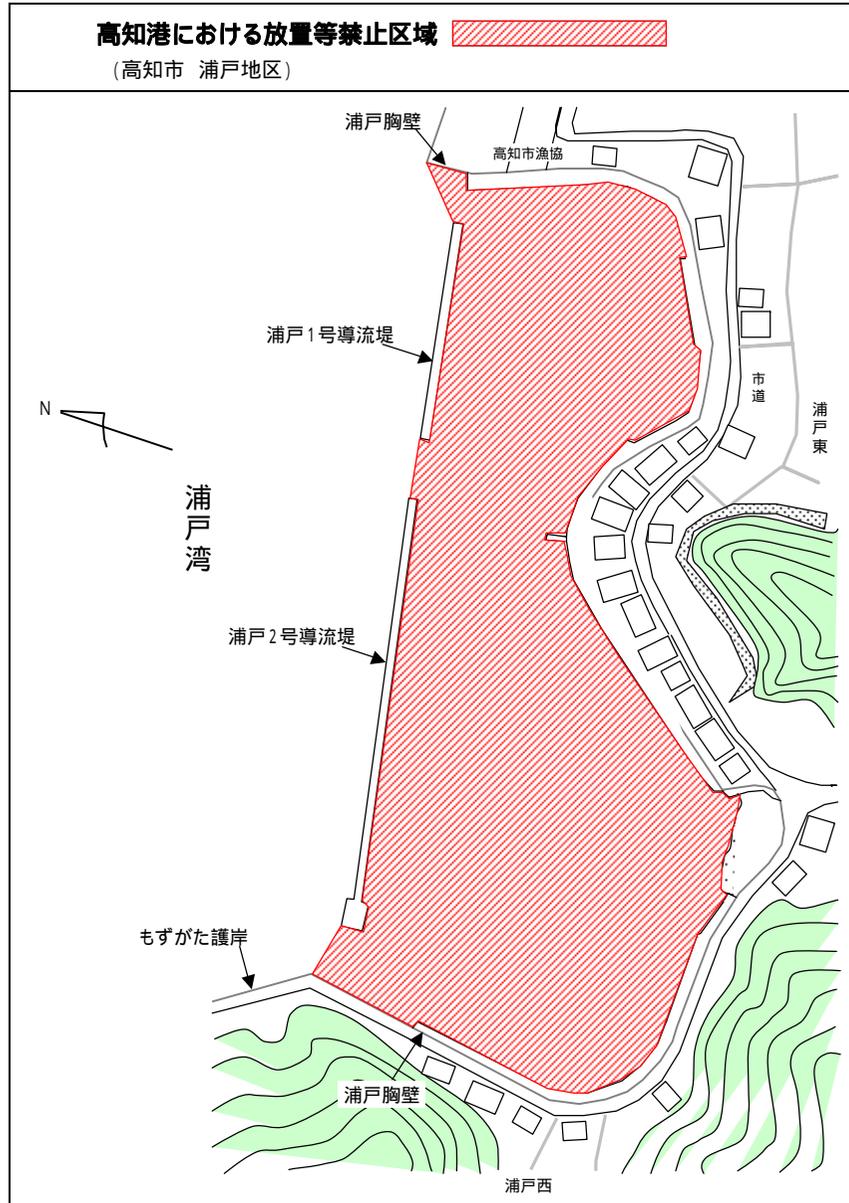


# 高知港における放置等禁止区域のお知らせ



港湾法第37条の3第1項の規定により、高知港において放置等の行為を禁止する区域及び放置等を禁止する物件を下記のとおり指定する。

なお、指定は平成19年7月1日より適用する。

高知県知事

放置禁止物件	船 舶
放置等禁止区域 (高知市浦戸地区)	浦戸胸壁、浦戸胸壁北東端から浦戸1号導流堤北東端まで引いた線、浦戸1号導流堤、浦戸1号導流堤北西端から浦戸2号導流堤北東端まで引いた線、浦戸2号導流堤、浦戸2号導流堤北西端から浦戸胸壁西北端より藻州潟護岸沿いに北へ56メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 (左図  部分)

放置等禁止区域には、許可を受けずに船舶を係留することができません。